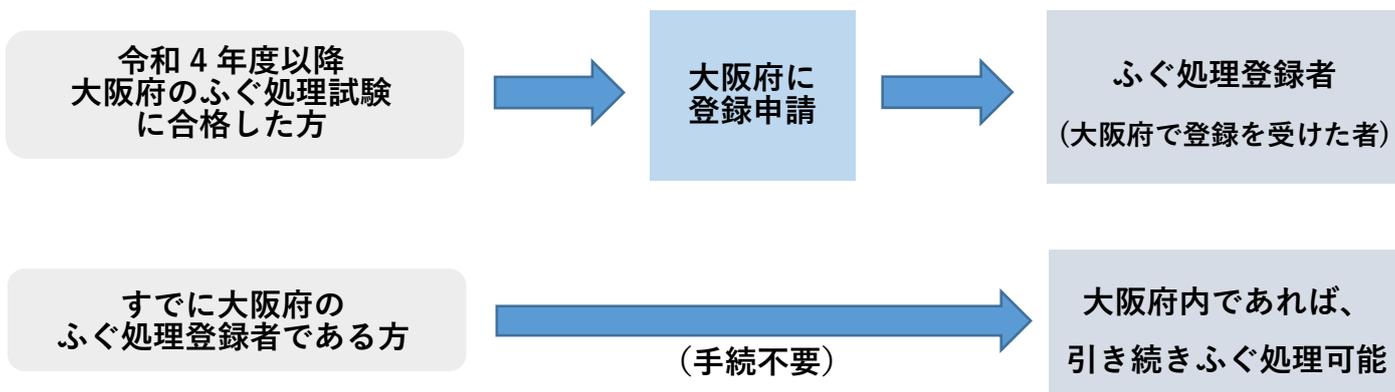


ふぐ処理登録者の規制に関する条例の改正について

- 大阪府においては、府内で業としてふぐ処理に従事しようとする者に知事への登録を義務付け、登録を受けた者（ふぐ処理登録者）に限ってふぐ処理を行うことを認めています。
- 今般、厚生労働省から通知が発出され、これまで各自治体が独自に条例や要綱等で定めていたふぐ処理者の認定基準等について全国的に平準化を図ることになり、ふぐ処理者の認定に必要な知識及び技術については、試験により確認することとされました。
- 上記通知を踏まえ、大阪府においても令和4年4月に「大阪府ふぐ処理登録者の規制に関する条例」を改正し、令和3年度まで実施してきたふぐ処理講習会に代わって、国の定める認定基準を満たした「**ふぐ処理試験**」を令和4年度から実施します。

ふぐ処理登録者の取扱いについて（詳細は府HPにてご確認ください）



- 令和3年度までに府が実施したふぐ処理講習会を修了した方のうち、まだ府に登録されていない方については、令和4年10月1日以降、新たに登録ができなくなります。登録を希望される方は、**令和4年9月30日までに**速やかに登録を済ませてください。
- 他府県の免許（資格）等を所有している方が、大阪府に登録を希望される場合は、食の安全推進課食品安全グループにご相談ください。
- 府のふぐ処理試験に合格し、他の自治体でふぐ処理を希望される方は、自治体によって府資格の取扱いが異なりますので、各自治体にお問い合わせください。

問合せ

大阪府健康医療部生活衛生室 食の安全推進課食品安全グループ
TEL 06-6944-6705 月～金曜日 9時～18時（祝日を除く）
FAX 06-6942-3910

